

旭市海業推進事業計画策定支援等業務委託仕様書

1. 業務名

旭市海業推進事業計画策定支援等業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3. 履行場所

旭市二の2132番地 ほか

4. 業務の目的

気候変動や海洋温度の上昇による漁獲量の減少、漁業者の高齢化や担い手不足による漁業者の減少が問題となっている中で、本市にある飯岡漁港においても、漁獲量の減少や一部の漁業では高齢化、担い手不足が問題となっており、今後はさらに傾向が強まることが予想されている。

本市では、令和5年度に漁港漁場整備法等の一部改正により、漁港施設の利用に係る規制緩和が行われたことを契機に、飯岡漁港周辺での海業を推進し、未活用の地域資源を活用するため、旭市海業推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置した。

協議会では、漁港内の未利用地の活用や PPP（公民連携）による民間資本を活用し、飲食・土産物等販売施設の整備や漁業体験やマリンレジャーなどの取り組みにより、漁業者の所得向上や漁村地域の活性化を目指している。

このことにより、新たな雇用の創出と交流人口の増加を図り、まちの活性化につなげていくことを目的に旭市海業推進事業計画（以下「事業計画」という。）を策定する。

5. 業務内容

（1）現状整理・分析

本市の漁業の現状、計画地の現況・立地条件、地元漁業関係者の現況調査等について、整理を行うとともに、課題と将来の方向性について検討を行う。

また、令和6年度の協議会で議論された内容を反映させるほか、国や県の関連計画及び旭市総合戦略等との整合性を図るとともに「持続可能な開発目標（SDGs）」の概念を反映させた計画とする。

（2）先進事例調査

飯岡漁港と同程度の規模の漁港における全国・県内の先進類似事例の調査を実施し、優良事例がある場合には、飯岡漁港に即した内容で提案をする。また、1回程度の日

帰り視察を行う。（バスの手配や視察先調整を含む）

（3）サウンディング調査

サウンディング調査にあたっては、民間事業者や PPP/PFI の積極的な活用のため、地元事業者を含めた民間事業者等にヒアリングを実施し、対話による意見や新たな事業提案の把握等を行う。

（4）課題と対応策の方向性、基本方針、目標数値等の設定

本市の水産業、観光業等の課題と対応策の方針を定め、目標値を設定する。

（5）目標を達成するために行う事業及び実施主体等の検討

目標を達成するうえで必要となる事業内容等を定める。

（6）事業計画（素案）の取りまとめ

上記検討結果を踏まえ、事業計画（素案）として取りまとめる。

なお、取りまとめにあたっては、導入機能・運営体制・事業手法等の検討を行い、各関係機関の役割分担と責務を明確にし、重点的に取り組むべき施策について検討を行うものとする。

（7）協議会運営支援

協議会において、会議への出席、調査結果の報告・助言、議事録作成等の運営支援を行う。（令和 7 年度の協議会は 4 回程度を予定。）

（8）業務報告書の作成

上記の検討結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

6. 想定される策定スケジュール

時 期	内 容
7 月	協議会開催（視察先決定）
8 月	先進地視察
10 月	協議会開催
12 月	旭市海業推進事業計画素案取りまとめ
令和 8 年 1 月	協議会開催
3 月	協議会開催 旭市海業推進事業計画策定

7. 再委託

- (1) 受注者は、業務等の全部を一括して、または主たる部分を再委託することはできない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方と契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 21 年旭市告示第 124 号)に基づく指名停止措置及び旭市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 17 年旭市告示第 93 号)に基づく指名除外措置を受けていないこと。

8. 成果品

- (1) 計画書 3 部
- (2) 業務報告書 3 部
- (3) 電子データ 上記の電子データを記録した電子媒体一式。ホームページ掲載用の PDF ファイル。また、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成した電子ファイルで、発注者が再利用できるもの。(参考資料としての策定過程で収集・作成・整理した図表等を含む。)

9. 注意事項

- (1) 受注者は本業務の実施に当たり、関連法令及び条例を順守すること。
- (2) 受注者は本業務の実施に当たり、発注者と十分に協議を行い、業務の進捗について、定期的に報告を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

10. その他

- (1) 受注者は業務の履行期間中に所定の手続きにより完了検査を受け、合格しなければならない。また、納品後といえども受注者に帰すべき事由による過ちが発見された場合は、無償で速やかに必要な処置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、発注者に帰属すること。
- (3) 本業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利につ

いては、受注者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。

(4) 本業務の支払いに関しては、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 1. 担当部署

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地(市役所本庁舎 3 階)

旭市役所農水産課振興班

TEL 0479-74-3671 FAX 0479-62-5385

E-mail sinko@city.asahi.lg.jp